

## 生活対策（抄）

平成20年10月30日

新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議

## 第2章 具体的施策

## ＜第1の重点分野＞生活者の暮らしの安心

景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するため、家計への緊急支援として総額2兆円を限度として生活支援定額給付金（仮称）を実施するとともに、非正規労働者や中小企業・地域を中心に60万人分の雇用下支え強化を行う。また、消費者政策を抜本的に強化するとともに、介護人材等の10万人増強、出産・子育て支援や障害者・医療・年金対策の推進など、国民の生活の安全・安心を確保するための取組を推進する。

## 1. 家計緊急支援対策

◇勤労者の生活・消費を支える「賃金引上げ」の環境づくりを進める。そのため、国民の負担軽減の観点から、積立金残高の状況を踏まえ、セーフティネット機能の強化と併せて、「雇用保険料引下げ」等へ向けた取組を進める。

## ＜具体的施策＞

## ○雇用保険の保険料引下げ等に向けた取組

- ・雇用保険の保険料については、平成21年度の1年間に限り、0.4%の範囲内の幅（現行1.2%）で引き下げることに付いて、セーフティネット機能の強化等と併せ、関係審議会において労使と十分協議した上で検討、結論。

## 2. 雇用セーフティネット強化対策

◇景気後退による雇用の影響が最も出やすい非正規労働者、中小企業や地方企業を中心にセーフティネットを強化し、60万人分の雇用下支え強化を行う。

## ＜具体的施策＞

## ○非正規労働者の雇用安定対策の強化

- ・年長フリーター等（25～39歳）の積極雇用の支援強化
  - － 事業者に対する特別奨励金の創設（3年間集中実施）
- ・「非正規労働者就労支援センター」の増設（3カ所→5カ所）等

### ○中小企業等の雇用維持支援対策の強化

- ・事業悪化している中小企業の雇用維持支援の拡充
  - － 中小企業緊急雇用安定助成金の拡充
- ・雇用調整による休業等に対する助成の拡充
  - － 雇用調整助成金の要件緩和・助成率引上げ

### ○地域における雇用機会の創出

- ・地域における雇用機会の創出（「ふるさと雇用再生特別交付金（仮称）」創設）等
  - － 雇用情勢の厳しい地域における安定的雇用機会の創出

## **3. 生活安心確保対策**

◇国民の生活不安の解消のため、消費者庁（仮称）の創設など消費者政策の抜本的強化等とともに、10万人程度の介護人材等の増強、出産・子育て支援、障害者・医療・年金対策を推進する。

### **<具体的施策>**

#### ○介護従事者の処遇改善と人材確保等

- ・介護人材等の緊急確保対策の実施等
  - － ……年長フリーター等を介護人材として確保・定着させた事業者への助成、介護作業負担軽減のための設備・機器を導入する事業者へのモデル奨励金

#### ○障害者支援の拡充

- ・障害者雇用の促進
  - － 障害者雇用の経験のない中小企業に対する奨励金の創設、障害者雇用の特例子会社等の設立促進助成金の創設